

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁留萌教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、10人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。  
なお、会場における傍聴は、留萌教育局会場のみとし傍聴可能人数は4名以内とします。（この場合、残り6名はWeb会議システムによる傍聴）
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
  - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (5) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
  - (6) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 オンライン会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。